

○法人文書の開示の実施の方法及び手数料 の額について

〔平成15年10月 1 日付け〕

〔15農畜機第93号〕

改正 平成18年 3 月31日付け17農畜機第4929号

改正 平成29年 6 月30日付け29農畜機第1984号

改正 令和 3 年 3 月30日付け 2 農畜機第7336号

改正 令和 7 年 3 月14日付け 6 農畜機第8150号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条及び第17条の規定に基づき、機構が保有する法人文書（独立行政法人農畜産業振興機構法人文書管理規程（平成23年 3 月31日付け22農畜機第5260号－1。以下「法人文書管理規程」という。）第2条第1項に規定する法人文書をいう。以下同じ。）の開示の実施の方法及び手数料の額について、以下のとおり定めるものとする。

（法人文書の開示の実施の方法）

第1条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

（1） 文書又は図画（次号及び第3号に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）

（2） 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

（3） スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

（1） 文書又は図画（次号及び第3号に該当するものを除く。）

イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、複写機

により複写したA3判以下の大きさの用紙を貼り合わせたもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅60ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。）に複写したもの

(2) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(3) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録の開示の方法は、それぞれ次の当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の4の項ロにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように関係付けられたものをいう。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の6の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの閲覧

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(手数料の額等)

第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が前号に定める額に相当する額に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。)は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(法人文書管理規程第2条第2項に規定する法人文書ファイルをいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金、機構の指定する口座への振込又は郵便為替の送付のいずれかの方法により納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、機構の指定する口座への振込又は郵便切手若しく

は郵便為替の送付のいずれかの方法により納付しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている事実を証明する書面

ロ 同一の世帯に属する者の全てが市町村民税が課されない者である旨を明らかにできる書面

ハ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第19条による援護を受けている旨を明らかにできる書面

4 開示請求手数料及び開示実施手数料の額並びに開示実施手数料の減額又は免除に係る事項については、総務部総務広報課が機構のホームページに掲示するものとする。

附 則

この定めは、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成29年6月30日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付け2農畜機第7336号）

この定めは、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日付け6農畜機第8150号）

この定めは、令和7年4月1日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面(3の項又は4の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A3判まで)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき20円
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

2 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
3 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
4 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
5 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
6 電磁的記録（4の項又は5の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は聴取	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額

	ト 光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
--	--	------------------------------------

備考 1 の項のハ及びニ並びに 6 の項のハ及びニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。